

標準的な福祉サービス第三者評価の流れ



お問合せ

調査担当者が調査の手順や方法について詳しくご説明します。(この時点での費用はかかりません)



ご契約

ご説明した流れに沿って、日程調整など詳細について打ち合わせます。



調査の実施

1) 自己評価の実施

①職員が個別に回答するもの ②幹部職員で議論した結果を回答するもの

2) 利用者調査の実施

利用する子どもや保護者を対象にアンケートを実施します。児童館の場合はご希望に応じます。

3) 訪問調査

複数の評価者が訪問し、施設の見学や施設長などへのヒアリングを行います。



調査結果のまとめ

調査内容をもとに評価者が合議を行い、その結果を報告書にまとめます。



結果のご報告

調査結果をお渡ししながら、内容に齟齬がないかを評価者とともにご確認いただきます。



結果の公表

評価結果はホームページなどで公表いたします。非公表の選択も可能です。

標準的な料金

児童厚生施設（育成財団方式）

100,000 ～ 300,000円

放課後児童健全育成事業（育成財団方式）

100,000 ～ 300,000円

認証保育所（東京都福祉サービス評価推進機構方式）

500,000円

※施設種別や定員等により異なります ※遠方（都外）の場合は交通費をご負担いただく場合があります

第三者評価とは、他の事業者様と比較するものではありません。

事業者様が日頃からどのような工夫や努力をされているのか、書類だけでは伝わりづらいコミュニケーションの実際についても訪問調査で確認させていただき、実態に則した評価を心掛けます。また、今後の運営にお役立ていただけるような評価を行ってまいります。

当財団は、東京都福祉サービス第三者評価推進機構評価者養成講習の全課程を修了した児童福祉専門スタッフによる評価を実施します。

お問合せ先：財団法人 児童健全育成推進財団 第三者評価室（※平成26年4月より一般財団法人へ移行予定）

（東京都福祉サービス第三者評価機関 / 機構 12-215）

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-12-15 日本薬学会ビル 7階

TEL：03-3486-5141（平日9：00～18：00） FAX：03-3486-5142（24時間受信可） E-mail：in4@kodomo-next.jp